



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
 東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

国際間電子取引にもついにお上の手が！

断捨離を決行するにあたり、特にかさばる本の整理に頭を悩ませている筆者は最近電子書籍に注目しています。村上春樹の新作は電子書籍で買えるのかな？と探してみたのですが、残念ながらありませんでした。やれやれ。品揃えが非常にビミョーながらも、Amazon、楽天 Kobo、紀伊国屋などのストアは着々とラインアップを増やし、競争は激化しているようです。楽天 Kobo は配信する電子書籍に消費税がかからないのを売りにしていますが、これは配信元が外国法人で、日本国外に存在するサーバーから配信されていることによります。「モノ」を輸入していれば通関時に消費税が課されるのですが、国を跨いだデータの配信については現行の法令上消費税を課す根拠がありません。これは価格競争面において有利に働くはずなのですが、楽天 kobo の電子書籍はなぜか「525 円」など消費税を含んでいるかのような価格のものもあります（？）うーん、よくわからないですが、今後の消費税増税を見越しても、消費者はなるべく安く手に入れられる方へ流れていくことでしょう。

そんな中、財務省はこうした国外からのネット配信に消費税を課すための法令の整備に着手しつつあります。事業所の所在地にかかわらず、日本の消費者へのサービスならば海外企業にも納税を義務付ける方針のようです。乱立する多数のウェブサイトから全てを把握するのは困難に思えますが、今後の法整備に注目したいところです。

これにより国内のネット配信との不公平が解消され、内外の企業が対等に競争できる環境ができることとなります。消費者の立場からすると安く購入できる選択肢がなくなるのは残念な気がしますが、対等な土壌でそれぞれの会社がコンテンツの数や端末の使いやすさ、サービスの充実など本質的な部分での競争力を磨き、結果的には恩恵を受けられるようになればいいな…などと思っております。

あとは、日本の作家さん達ももっと電子書籍に理解を示して活用してくれるといいのだけれど。

消費税が上がる前に・・・

ご存じのように平成 26 年 4 月 1 日から消費税が 8% に上がり、立て続けに平成 27 年 10 月 1 日から 10% となる予定です。10% でも財源が足りないと言われておりますし、欧米に比べると平均 20% ですから、まだ税率が上がる余地があるのかもしれない。。

消費税が上がる来年の 4 月までに住宅を購入される方も多いようですが、企業でも税率が 5% の間に資産の購入や費用の支払をしておこうと考える方もいらっしゃるのではないでしょうか。

ところがどっこい、そう簡単ではありません。急いで来年の 3 月中に契約を結び、お金も支払い駆け込みセーフだ！と思いきや、消費税が 8% かかるといふこともありえるのです。

工事の請負、資産の貸付けなど一定の取引については税率に関する経過措置というものが設けられています。どういう経過措置かと言いますと、例えばある機械のリース取引について平成 25 年 10 月 1 日（指定日）以後の 11 月 1 日に 1 年間の契約し、すぐに引渡しを受けた場合には、その使用料は平成 26 年 4 月 1 日（施行日）前までの支払い分は 5% ですが、4 月以降は 8% となるのです。

逆に 5% が適用されるパターンとしては、経過措置に定める一定の要件を満たす取引について指定日前に契約し、施行日までに引き渡されていれば、施行日以後も 5% の税率が適用されることとなります。

またリース契約であっても、所有権移転外ファイナンスリースといわれるものについては、税務上は売買契約と同じ扱いになりますので、経過措置の対象ではなく施行日までに契約と引渡しが完了していれば 5% の税率となります。

このように様々なパターンがありますので、経過措置に注意しつつ、早め早めのご対応を。